平成２２年（フ）第７４号
宮城県気仙沼市最知北最知１番地５
債務者　岩井　正子
1　決定年月日時　平成23年１月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月22日まで
仙台地方裁判所気仙沼支部

平成２２年（フ）第７６１号
茨城県ひたちなか市勝田本町32番27号
債務者　五位渕　好
1　決定年月日時　平成23年１月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月22日まで
水戸地方裁判所

平成２２年（フ）第７７８号
茨城県水戸市笠原町1382番地の２　県営六番池アパート３棟204号
債務者　金子　妙子（旧姓豊田）
1　決定年月日時　平成23年１月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月22日まで
水戸地方裁判所

平成２２年（フ）第７８０号
茨城県那珂郡東海村豊白１丁目19番15号　メゾンエレガント204、旧住所茨城県那珂郡東海村東海２丁目４番33号　グリーンヒルＢ―101
債務者　赤羽根佳美（旧姓三次）
1　決定年月日時　平成23年１月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月22日まで
水戸地方裁判所

平成２２年（フ）第８０８号
茨城県水戸市見川町2131番地の357
債務者　松浦　和美
1　決定年月日時　平成23年１月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月22日まで
水戸地方裁判所

平成２２年（フ）第８１２号
茨城県那珂市戸2521番地
債務者　小田部光雄
1　決定年月日時　平成23年１月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月22日まで
水戸地方裁判所

平成２２年（フ）第８１３号
茨城県那珂市戸2521番地
債務者　小田部千賀子
1　決定年月日時　平成23年１月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月22日まで
水戸地方裁判所

平成２２年（フ）第８１５号
茨城県ひたちなか市大字足崎1458番地の332
債務者　海老原智子
1　決定年月日時　平成23年１月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月22日まで
水戸地方裁判所

平成２２年（フ）第８２０号
茨城県那珂市飯田2727番地１
債務者　綿引　菊江
1　決定年月日時　平成23年１月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月22日まで
水戸地方裁判所

平成２３年（フ）第１号
茨城県水戸市千波町2779番地の４
債務者　松藤　義彦
1　決定年月日時　平成23年１月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月22日まで
水戸地方裁判所

平成２３年（フ）第３号
茨城県常陸大宮市泉18番地の２　小林工務店住宅７号
債務者　榎戸　健一
1　決定年月日時　平成23年１月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月22日まで
水戸地方裁判所

平成２２年（フ）第１８９号
茨城県日立市西成沢町２丁目26番23号
債務者　半谷　智也（旧姓島根）
1　決定年月日時　平成23年１月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月22日まで
水戸地方裁判所日立支部

平成２２年（フ）第２０１号
茨城県日立市大和田町1245番地
債務者　杉山　武尊
1　決定年月日時　平成23年１月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月22日まで
水戸地方裁判所日立支部

平成２２年（フ）第２０３号
茨城県日立市みかの原町１丁目24番13号
債務者　柳　　富男
1　決定年月日時　平成23年１月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月22日まで
水戸地方裁判所日立支部

平成２２年（フ）第２０４号
茨城県日立市みかの原町１丁目24番13号
債務者　柳　美智代
1　決定年月日時　平成23年１月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月22日まで
水戸地方裁判所日立支部

平成２２年（フ）第２１１号
茨城県日立市西成沢町２丁目３番３―303号
債務者　飯塚サチ子
1　決定年月日時　平成23年１月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月22日まで
水戸地方裁判所日立支部

平成２３年（フ）第２号
茨城県北茨城市磯原町磯原４丁目118番地
市営臼場住宅501号
債務者　砂川　祐二
1　決定年月日時　平成23年１月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月22日まで
水戸地方裁判所日立支部

平成２２年（フ）第５５９号
埼玉県行田市大字南河原557番地１
債務者　金塚　将誠
1　決定年月日時　平成23年１月24日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月22日まで
さいたま地方裁判所熊谷支部